

森町愛光園ホームヘルプステーション

訪問介護重要事項説明書

訪問介護サービスの提供に関し、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、ご利用者またはご家族に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号およびFAX	電話 053 - 413 - 3300 FAX 053 - 473 - 3314

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護
事業所の名称	森町愛光園ホームヘルプステーション
所在地	〒437-0216 静岡県周智郡森町天宮 1350
開設年月	平成 10 年 10 月 1 日
電話番号およびFAX番号	電話番号 0538-85-9877 FAX 番号 0538-85-0500
管理者氏名	深澤 庸一
介護保険事業者番号	2276300262
指定年月日	平成 1 2 年 1 月 1 日
交通	天竜浜名湖鉄道遠州森駅より徒歩 1 5 分
サービス提供する通常の実施地域	森町全域及び袋井市（上山梨、宇刈、萱間、山田、友永）、掛川市（寺島、幡鎌、本郷）、磐田市（大当所、敷地）
第三者評価の実施の有無	有 実施した直近の年月日 平成 1 9 年 1 月 2 4 日 実施した評価機関の名称 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 評価結果の開示状況 有

3. 営業日および営業時間

営業日	毎日 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
受付時間	月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分（その他の時間も相談に応ず）

4. 職員の概要

2025 年 4 月 1 日現在

職種	職員数	配置職員数（常勤換算）		勤務時間
施設長（管理者）	1 名	1.0	常勤	8：30～17：00
サービス提供責任者（介護福祉士）	2 名	2.0	常勤専従	8：00～17：30 （その他の時間も相談に応ず）
介護福祉士等	4 名	3.4	常勤	

5. 訪問介護の概要

(1) 訪問介護事業の目的

利用者が要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(3) 提供するサービスの内容

項目	内容 方法など
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 ①排泄介助 ②整容 ③食事 ④衣類の着脱 ⑤清拭 ⑥入浴 ⑦服薬管理 ⑧体位交換 ⑨通院介助 ⑩その他
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 ①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買い物 ⑤薬の受け取り ⑥衣類の入れ替え ⑦その他
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価をケース記録に記録します。
訪問介護 サービス計画	訪問介護計画に従いこれらのサービスを提供いたします。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

(4) ホームヘルパーの変更について

ホームヘルパーの変更を求めることができます。これを拒む正当な理由がない限り事業所は変更に応じます。

6. 苦情申し立て

(1) 当施設における苦情のお申し出先

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

廣瀬 真実

○ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時

○ 申し立て方法

来園・電話・FAX・意見箱

○ 連絡先

電話) 0538-89-7031 FAX) 0538-89-7100

○ 苦情解決責任者

(施設長・管理者) 深澤 庸一

(2) 行政機関その他の受付機関

第三者委員 比奈地 敏彦 (森町社会福祉協議会会長)	周智郡森町森 50-1 森町社会福祉協議会 電話) 0538-85-5769 (代表)
第三者委員 井口 雅貴様 (森町民生・児童委員協議会)	周智郡森町森 50-1 森町役場保健福祉課 電話) 0538-85-1800 (代表)
森町役場 保健福祉課 介護保険係	周智郡森町森 50-1 電話) 0538-85-1800 F A X 0538-85-1294 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
静岡県国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日 2-4-34 電話) 054-253-5590 F A X 054-205-3115 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 月 ~ 金

7. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。なお、ご利用者の体調不良等の正当な事由がある場合には、この限りではありません。

<サービス取消料>

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日の 17 時までに申し出があった場合	無料
当日に申し出があった場合	1,000 円 (非課税)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他のご利用可能期間又は、日時をご利用者に提示して協議します。

8. 利用料金

※利用者負担額改定の際には、別紙の交付と説明をもってご利用者の同意にかえさせていただきます。

○利用料およびその他費用

別紙①に示したサービス内容に応じた利用料金となります。

また、保険外給付サービスを利用された場合は、保険外給付サービス利用料がかかります。

ただし、ご利用者の被保険者証に支払方法変更の記載あったときは、支払方法変更に応じて負担額がかわります。償還払いの場合は、サービス提供証明書を発行しますので、後日払い戻しを受けてください。

9. 協力医療機関

名称	公立森町病院
院長	中村 昌樹
所在地	周智郡森町草ヶ谷391-1
診療科	外科、内科、整形外科、小児科、リハビリ科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科等
入院設備	140床

10. 「直接本人の援助」に該当しない行為

(1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ① 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ② 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ③ 来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ④ 自家用車の洗車・清掃

※同居家族等がある場合には、家族等の障害・病気等の理由により家族等が家事援助を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件となります。

11. 「日常生活の援助」に該当しない行為

(1) ホームヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

1. 草むしり
2. 花木の水遣り
3. 犬の散歩やペットの世話
4. 商品の販売や農作業などの生業に関する援助的な行為
5. 直接本人の日常生活援助に属しないと判断される行為

(2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

1. 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
2. 大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
3. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
4. 植木の剪定等の園芸
5. 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理等

12. 医療に関わる中での行なえる行為

1. 爪に異常がない場合の爪きりや爪の手入れ
2. 歯ブラシや綿棒による歯・口腔粘膜・舌の汚れの除去
3. 耳垢の除去
4. ストマ装具のパウチに溜まった排泄物の除去（肌に密着したパウチの取替えを除く）
5. 自己導尿を補助する為のカテーテルの準備や体位の保持
6. 市販の浣腸器による浣腸
7. 体温測定（腋下・外耳道）
8. 自動血圧測定器による血圧測定
9. 軽微な切り傷・擦り傷・火傷の処理（汚物で汚れたガーゼ交換含む）
10. 湿布の貼付や目薬の点眼

※これらの行為は、実地に際して血圧測定などで数値に異常がある場合は、医師・看護師に報告します。
業務として行なう場合は一定の研修や訓練を行なうことの留意点があります。

13. 緊急時における対応

ヘルパーが訪問した際、またはサービス提供実施中に、急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告を行ないます。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

○訪問時に職員に対する贈り物や飲食などのもてなしはお断り申し上げます。

○体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へ連絡ください。

15. 身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

(付則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年7月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年7月1日から施行する。
この規程は、平成22年9月3日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年5月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、平成29年9月2日から施行する。
この規程は、平成29年10月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年11月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年10月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年1月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

訪問介護利用同意書

訪問介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
森町愛光園ホームヘルプステーション

説明者 _____

森町愛光園の訪問介護事業を利用するにあたり、利用約款・重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<代筆者>

氏 名

<身元引受人>

住 所

氏 名

森 町 愛 光 園

管理者 深澤 庸一 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	続柄 ()
住所・電話番号	〒 ー TEL

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】※優先順に記入ください。

氏名	続柄 ()
住所・電話番号	〒 ー TEL

氏名	続柄 ()
住所・電話番号	〒 ー TEL

氏名	続柄 ()
住所・電話番号	〒 ー TEL